

平成23年度個別施策ヒアリング資料(優先度判定)【文部科学省】

施策番号	24172	施策名		先端研究施設共用促進事業			
新規/継続	継続	領域	共通基盤	国際的位置付け	—	AP施策	
競争的資金		e-Rad		社会還元			
施策の目的及び概要	大学等の保有する先端的な研究開発施設等の基礎研究から産業利用までの幅広い共用を促進することにより、科学技術活動全般を高度化し、産学のイノベーション加速・拡大を図るとともに我が国の研究開発投資の効率化を図る。						
達成目標及び達成期限	採択から3年後に有識者からなる審査評価会によって行う中間評価において、施設共用状況や利用ニーズ掘り起こし、利用成果等について当初目標以上に効果を上げているという事業(補助金交付先における共用事業)の割合を7割以上とすることを旨とする。						
研究開発目標及び達成期限	前述の目標を達成するため、補助金交付先の大学等において、3年間の戦略をもって効率的な施設運営、適切な利用支援、利用者ニーズや成果を見極めた課題採択等に努める。新規の補助金交付先についても、同様に効率的に選定する。						
23年度の研究開発目標	本施策により、平成23年度中に、 ・前年度を上回る利用課題数 ・前年度を上回る特許申請数等の成果創出を実現する。						
施策の重要性	我が国のイノベーション創出を加速していくには、大学等における研究開発施設等の科学技術基盤の最大限の有効活用を図るべきであるが、現場においては、外部利用のための支援体制の不備や運転資金の不足等のため、十分に活用がなされていない現状にある。 研究開発力強化法(第35条)では、研究開発施設等の共用の促進を図るために国が所要の施策を講じることが規定されており、大学等が保有する先端的な研究施設の広範な分野や多様な研究に活用を促進する本事業は重要な施策である。						
実施体制	研究開発力強化法(第35条)を踏まえ、補助金事業として実施。 施設共用を実施する大学等(補助金交付先)は公募により決定し、大学等は適切な利用支援体制を構築した上で、民間企業等へ有償で共用する。採択後は3年毎に施設共用状況等の中間評価を実施する。						
H22予算額(百万円)				H23概算要求額(百万円)			
1,398				1,293			
独立行政法人名(運営費交付金施策のみ)							
H23概算要求額の内訳	平成19年度開始機関:959 平成21年度開始機関:230 平成22年度開始機関:84 その他(事務費等):20						
期間	H19～—			資金投入規模(億円)			
これまでの成果(継続のみ)	産業界を中心とした利用の拡大及び利用成果の創出が進んでいる。 平成21年度末実績で、 ・のべ932課題の施設共用を実施。 ・特許出願11件(成果公開利用のみ)						
社会情勢・技術の変化(継続のみ)	今年度から企業の研究開発投資が徐々に回復しており、産業界を中心に利用拡大が期待される。						
	補助金交付先の各機関において、施設共用促進のためのリエゾン職員等が、施設利用ニ						

<p>昨年度優先度判定 (継続のみ)</p>	<p>着実</p>	<p>優先度判定時の指摘への対応(継続のみ)</p>	<p>ズを見極め戦略的に新規利用者獲得に努めている。 文部科学省で実施する各機関の評価や新規採択時にも、施設の利用ニーズ等を踏まえて効率的な運営に努めている。</p>
<p>国民との科学・技術対話推進への対応(対象施策のみ)</p>			